

意 見 書

公訴時効の在り方等に関しまして、意見を述べる機会を与えて頂き感謝申し上げます。私たちの会は被害者の正義の実現と犯罪防止を主眼として活動しております。衣食住足りても人は皆、金欲、権欲、性欲、生欲を捨てることができず、その欲がある限り犯は無にできないと存じます。私は犯罪抑止のために必要なことを考えるのが大切であり、私情を捨てて国を想い意見を述べる覚悟でございます。

1. 公訴時効

公訴は検察庁が有罪の判決を求める訴えであり、時効は一定の時の経過により権利と義務が消滅します。奪われた命に対して時効が存在することは、犯人未逮捕である限りあり得ないことです。今回の見直しが凶悪・重大犯罪に限定されることは、法の平等を侵すことであり、死の平等が全く論議されていない結果と言わざるをえません。

国の都合を考え、犯罪者の権利のために「時効」は存在しているのが現状です。亡くなった者が一番悔しい思いをしており、本人と遺族のためにも殺害は全て撤廃か停止の論争とすべきであり、また交通事故のひき逃げ致死においては逃げた段階から殺意が生まれることになり、事後殺意も法に明記し検討すべきであると思います。

2. 犯人の逮捕

時効の撤廃か停止を論ずる前に、＜如何に犯人を捕らえるか＞に必要なことを論ずることが大切だと考えます。捕らえることが出来ないから、二重の悩み苦しみが消えず、深い悲しみから立直ることができないのです。しかし遺族が何も努力しないで時効の撤廃を訴えるだけでは、社会の理解は得られないと考え続けて参りました。

私の息子の事件も、夜遅く飲酒の上喧嘩して、殴られて命を失ったとされる報道があり、「無様な死に方をして」との言葉を耳にしましたが、決して報道に文句も言わず積極的に協力を依頼してきました。そして遺族が初めて社会問題にすべきと考え、息子の正当性を立証し、素面で手出しもしていないことを認めて頂きました。息子の名誉を守り、家族が正々堂々と生きることができると、父親として嬉しく、感謝しております。

しかしこれまでの活動を通して捜査方法と権限の強化の必要性を痛感し、その改正を望み、命が人権より大切であるとの論を強く訴えることに努めております。反論を承知で、12歳からの指紋登録、犯罪者と親の責任・賠償を明確にすることが、犯罪の抑止に繋が

ることと訴えておりますのも、犯人が捕まらない限り被害者の死は無のままであり、遺族は何よりも犯人逮捕を強く望むからなのです。

3.時効の撤廃

殺害された者にとって、犯人が逮捕されずにいることは無駄死となります。こうした「奪われた死」に時効が存在することは理不尽であるとして、時効の撤廃を長年訴えて参りました。撤廃に向けた改正についてさらに核心に触れた論議が必要とされますが、以下の内容におきましても、併せてご検討くださいますようお願い申し上げます。

- (1) 「死の平等」のために殺人の凶悪・重大犯罪に限定されることなく、傷害致死、ひき逃げ致死等も含め、捜査期間の区別による判断などもご検討頂きたい。
- (2) 刑罰への影響については、更生のために時効の意義も考えられるべきであり、更生に必要な期間も広く論議して頂きたい。
- (3) 犯人が捕まらないからといって時効撤廃だけを望むべきでなく、捜査方法と捜査権限の改正を先行させ、犯人逮捕への実行的な体制を強化して頂きたい。
- (4) 犯人の親が自首を呼びかけるよう指導して頂きたい。
- (5) 未逮捕の場合、国の責任として遺族に対し、何れかの時点で詳細な報告と謝罪をすることを検討して頂きたい。

4.時効の停止

私ひとりを除き、他の未解決犯罪被害者遺族はこれから迎える時効の停止を求めました。しかしそれは法の平等を侵し遡及に触れ、法の存在意義が失われることになり、人として、遺族であっても求めてはならないことだと思っています。

ただし足利事件のような冤罪が判明した事件や、無罪の判決が下された事件において真犯人を捜すことは現状皆無であり、国外居住の理由だけでなく、冤罪や無罪には時効の停止をすべきと考えます。真犯人を捕まえる努力がない限り、亡くなった者の命の権利は無に等しいことだからです。

家族を失った悲しみや苦しみを乗り越えて、国のためになることを考えることが亡き者への供養であり命の代償であると信じ、私たちの会は犯罪防止を訴え、時効の見直しを訴えて参りました。亡き者に命の権利が存在することをご理解頂き、法の平等を失わず、遡及に触れることなく、法の存在意義を侵すことなくご審議頂き、今後の犯罪防止に繋がる法改正をお願い申し上げます。

以上